基本財産の処分承認申請について

１　基本財産の処分承認申請の概要

（１）対象となるケース

基本財産の取壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定、基本財産以外のその他財産並びに公益事業又は収益事業用財産への切替え等があります。

（２）対象とならないケース

・土地の追加、建物の単純な増築（既存建物の一部取壊しを伴わないもの）等既存の基本財産には全く変動を生じない場合には、承認を受ける必要はありません。

・老朽民間社会福祉施設整備費国庫補助金を受けて施設の改築等を行う場合には、基本財産処分承認を受ける必要はありません。基本財産の処分に該当するかどうか不明の場合は、神戸市監査指導部までご相談ください。

２　主な承認要件

（１）事業の目的遂行上、必要やむを得ないものと認められること。

（２）処分の方法が妥当であり、法人に不当な損失を与えるものでないこと。

（３）処分後も事業に必要な資産が確保されており、事業経営に支障が生じないと認められること。

３　申請の時期　処分予定の１か月前まで

社会福祉施設の用に供されている基本財産を処分しようとする場合は、事前に各施設所管課と協議を行ってください。処分予定日の１か月前には、内容の整った基本財産承認申請書類を提出してください。

基本財産の処分を行った後、定款の文言変更が必要となる場合は、定款変更認可申請が必要です。遅滞なく会計処理を行い（不動産については、登記の変更も必要）、速やかに定款変更申請書類を提出してください。

４　申請書類

申請書類は、文書番号１「申請書類目録」のとおりです。ただし事案によっては、神戸市から当目録に掲載していない資料を求める場合があります。

　書類提出の際は、Eメール（データ提出）を活用してください。Eメールによる提出が難しい場合は、神戸市監査指導部と相談してください。

５　申請書類の確認

申請にあたり、後記の「基本財産の処分承認申請のチェックシート」を利用する等して、不備や誤りのないよう提出前に必ず確認してください。

ただし、作成したチェックシートについては提出の必要はありません。

６　提出先

福祉局監査指導部（法人監査指導担当）

・電話番号：078-322-6241

・ファックス番号：078-322-5771

・メールアドレス：kansashidou@city.kobe.lg.jp

文書番号１

申請書類目録

社会福祉法人　○○○○会

|  |  |
| --- | --- |
| 文書番号 | 申請書類 |
| １ | 申請書類目録 |
| ２ | 社会福祉法人基本財産処分承認申請書 |
| ３ | 理事会の議事録及び議案資料（写）・議案資料については、基本財産処分に係るページのみを添付すること。・理事会を決議の省略により行った場合は、理事全員の同意書を添付すること。 |
| ４ | 評議員会の議事録及び議案資料（写）・議案資料については、基本財産処分に係るページのみを添付すること。・評議員会を決議の省略により行った場合は、評議員全員の同意書を添付すること。 |
| ５ | 財産目録 基本財産の処分前のもの |
|  | （取壊しの場合） |
| ６ |  | 取壊工事の資金収支予算書 |
| ７ | 取壊工事の見積書（写） |
| ８ | 取壊工事の費用の財源を証する書類（写） |
| ９ | 跡地の利用計画書 |
|  | （跡地に新設建物を建てる場合）跡地に新設建物を建てる予定の場合は「施設整備を伴う社会福祉事業の変更について」を参考にして書類を添付すること。 |
| １０ |  | 施設整備収支予算書 |
| １１ | 補助金・助成金決定（内定）通知書（写） |
| １２ | 借入金関係書類「施設整備を伴う社会福祉事業の変更（認可申請）」の文書番号９～１４の様式を利用すること。 |
| １３ | 施設工事関係書類「施設整備を伴う社会福祉事業の変更（認可申請）」の文書番号１５～１８の様式を利用すること。 |
|  | （譲渡の場合） |
| １４ |  | 譲渡理由書 |
| １５ |  | 不動産価格評価書（写） |
| １６ |  | 不動産売買仮契約書（写） |
| １７ |  | 売却代金の使途説明書　　例：施設建設計画書 |
|  | （交換の場合） |
| １８ |  | 交換理由書 |
| １９ | 交換する両不動産の価格評価書（写） |
| ２０ | 不動産交換仮契約書（写）又は覚書（写） |
|  | （処分する基本財産が不動産の場合） |
| ２１ | 不動産登記簿謄本 |
| ２２ | 建設図面（配置図、平面図、立面図） |
| ２３ | 付近見取図（所在図） |
|  | （事業廃止の場合） |
| ２４ |  | 事業廃止届等（写） |
| ２５ |  | 廃止事業に係る決算書 |
| ２６ |  | 廃止事業に係る財産処分方法説明書　　参考様式を使用すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名、職名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

文書番号２

（表面）

|  |
| --- |
| 基本財産処分承認申請書 |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番 |
| ふりがな名称 | ○○ふくしかい社会福祉法人　〇〇福祉会 |
| 理事長の氏名 | 〇〇　〇〇 |
| 申請年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 基本財産の処分の内容 |  |
| 基本財産を処分する理由 |  |
| 処分物件 |  |

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　基本財産処分の内容欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方（買主、借主等)、処分の対価（売買価格、賃貸料等）等を記載すること。

３　処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。

４　この申請書には、次の書類を添付すること。

(１) 定款に定める手続を経たことを証明する書類

(２) 財産目録

(３) 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書

５　この申請書の提出部数は、正本１通、副本１通とすること。

基本財産の処分にかかる承認申請のチェックシート

このシートは提出の必要はありません。自己点検にご利用ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 処分物件 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類名 | 点検内容 | 適否 | 確認事項 |
| 1 | 申請書類目録 | 指定された申請書類がすべて揃っている。 |  | 目録記載の書類が揃っている。 |
| 2 | 基本財産処分承認申請書 | 記載漏れが無い。 |  | 見本の承認申請書の様式と同じである。 |
|  | 定款第４条の法人の所在地と同じ住所を記入している。 |
|  | 理事長の記名がある。 |
|  | 申請年月日の記入がある。 |
| 基本財産を処分する理由は適正である。 |  | 事業の目的遂行上、処分は必要やむを得ない。 |
|  | 処分の方法が妥当であり、法人に不当な損失を与えるものでない。 |
|  | 処分後も事業に必要な資産が確保されており、事業経営に支障が生じない。 |
| 処分する財産は基本財産である。 |  | 処分物件を財産目録等で確認した。 |
| 変更前の条文は現行定款と一致する。 |  | 法人に保管している最新の定款と一致している。 |
| 3 | 理事会議事録（写）開催日令和【　　】年【　　】月【　　】日 | 基本財産処分議決が成立している。第【　　】号議案 |  | 定款の定足数を満たしている。【　　】人中【　　】人 |
|  | 定款で定める数以上の議決がある。【　　】人中【　　】人賛成 |
|  | 決議の省略により理事会がおこなわれた場合は、理事全員の同意書を添付している。 |
| 議事録が有効である。 |  | 定款で定める議事録署名人が署名している。 |
| 4 | 評議員会議事録（写）開催日令和【　　】年【　　】月【　　】日 | 基本財産処分議決が成立しているか第【　　】号議案 |  | 定款の定足数を満たしている。【　　】人中【　　】人 |
|  | 定款で定める数以上の議決がある。【　　】人中【　　】人賛成 |
|  | 決議の省略により評議員会がおこなわれた場合は、評議員全員の同意書を添付している。 |
| 議事録が有効である。 |  | 定款で定める議事録署名人が署名している。 |
| 6 | 取壊工事の資金収支予算書 | 取壊しのための予算が確保されている。 |  | 予算は確保されている。 |
| 7 | 取壊工事の見積書（写） | 取壊し予算の根拠がある。 |  | 見積額が予算に反映されている。 |
| 8 | 取壊工事の費用の財源を証する書類 | 取壊しのための資金が確保されている。 |  | 取壊しのための十分な資金が確保されている。 |
| 9 | 跡地の利用計画書 | 跡地が社会福祉事業の用に供される。 |  | 【　　　　　　　　　　　　　】の用に供される。 |
| 10 | 施設整備収支予算書 | 施設整備の歳入歳出に計上漏れ及び誤りが無い。 |  | 歳入歳出が申請に添付した各根拠資料の金額と一致する。 |
| 11 | 補助金・助成金決定（内定）通知書（写） | 補助金が確保されている。 |  | 補助決定通知書と施設整備収支予算書が一致する。 |
| 12 | 貸付内定書又は借入申込書若しくは金銭消費貸借契約書（写） | 借入金額が資金収支予算書と整合する。 |  | 借入金額が施設整備収支予算書と一致している。 |
| 借入金の償還計画書 | 償還計画が借入額、設備等整備予算と整合する。 |  | 借入契約書と償還計画書が一致する。 |
|  | 償還額が施設整備収支予算書及び資金収支予算書と一致する。 |
| 12 | 贈与契約書（写） | 借入金の償還財源の贈与契約が成立している。 |  | 原本の写しに相違ない。 |
| 12 | 贈与者（個人）の身分証明書、印鑑登録証明書 |  | 原本の写しに相違ない。 |
| 12 | 贈与者（個人）の所得証明書又は納税証明書 | 借入金の償還財源の贈与契約の履行が確実である。 |  | 贈与者の年間所得から年間の寄附額を控除した後の所得額が、社会通念上贈与者の生活を維持できると認められる額を上回っている。 |
| 12 | 寄附団体の基本約款、法人登記簿謄本（写）、社員総会等議事録及び議案資料（写）、過去３年間の決算書、寄附実績のわかる書類 |  | 贈与の意思決定がなされ、かつ、贈与できる十分な資金がある。 |
| 12 | 後援会の規約、会員名簿、総会等議事録及び議案資料（写）、過去３年間の決算書、寄附実績のわかる書類 |  | 贈与の意思決定がなされ、かつ、贈与できる十分な資金がある。 |
| 12 | 預金残高証明書 | 贈与を行う十分な資金が確保されている。 |  | 贈与を行える十分な資金的余裕がある。 |
| 13 | 工事請負契約書又は見積書（写） | 事業計画及び収支予算どおりに契約が締結されている。 |  | 契約額が施設整備収支予算書及び資金収支予算書と一致する。 |
| 13 | 設計監理請負契約書又は見積書（写） |  | 契約額が施設整備収支予算書及び資金収支予算書と一致する。 |
| 13 | 設備整備（初度調弁費）に係る契約書（写）又は一覧表 |  | 契約額が施設整備収支予算書及び資金収支予算書と一致する。 |
| 14 | 譲渡理由書 | 譲渡理由が適正である。 |  | 譲渡理由は適正である。 |
| 15 | 不動産価格評価書（写） | 譲渡価額が適正である。 |  | 不動産鑑定士による不動産鑑定評価である。 |
| 16 | 不動産売買仮契約書（写） | 契約は適正に締結されている。 |  | 物件、契約額が不動産価格評価書と整合している。 |
| 17 | 売却代金の使途説明 | 使途内容が適正である。 |  | 申請書の「基本財産を処分する理由」と整合している。 |
| 18 | 交換理由書 | 譲渡理由が適正である。 |  | 交換理由は適正である。 |
| 19 | 交換する両不動産の価格評価書（写） | 交換価額が等価である。 |  | 不動産鑑定士による不動産鑑定評価である。 |
| 20 | 不動産交換仮契約書（写）又は覚書（写） | 契約が適正である。 |  | 物件、契約額が不動産価格評価書と整合している。 |
| 21 | 不動産登記簿謄本 | 処分予定の基本財産が実在する。 |  | 処分予定の基本財産が実在する。 |
| 22 | 建設図面（配置図、平面図、立面図） |  |
| 23 | 付近見取図（所在図） |  |
| 24 | 事業廃止届等（写） | 適切な廃止手続きが行われている。 |  | 原本の写しに相違ない。 |
| 25 | 廃止事業に係る決算書 | 廃止の会計処理は適正である。 |  | 廃止の決算が完了している。 |
| 26 | 廃止事業に係る財産処分方法説明書 | 資産の処分、引継ぎは適切に行われている。 |  | 資産、資金移転、個人情報保護、職員雇用の処分、引継事項に漏れが無い。 |

（注１）局長通知「社会福祉法人の認可について」の中の「社会福祉法人審査基準」をいう。

**（根拠規定）**

**社会福祉法人の認可について：局長通知**

**別紙１　社会福祉法人審査基準**

第５ その他

（２） 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。

**社会福祉法人定款例**

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

**社会福祉法人の認可について：課長通知**

**社会福祉法人審査要領**

第２ 法人の資産

（５） 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。